門真市幼児教育基本計画

平成 23 年 12 月

門真市教育委員会

目　　次

はじめに・・・

はじめに

幼児期は、大人への依存と信頼をもとにして情緒を安定させて自立に向かう、言わば生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

子どもの健全育成にとって大切なものは、親子のきずなをもとにした安心できる温かい家庭であり、また、同年代の幼児が一緒に過ごす集団生活の場としての幼稚園や保育所等の施設です。さらに、身近な地域での生活において、子どもたちは様々な人たちとの交流や豊かな体験をとおして成長していきます。家庭、地域社会、幼稚園・保育所等の施設の３者においては、それぞれが持つ特長を大切にしながら互いに連携して、幼児の健やかな成長を支えていくことが重要です。

そこで、本市においても幼稚園・保育所と小学校との連携や地域社会・家庭との連携の推進、公立幼稚園の再構築も含めた教育環境づくり等を進め、豊かな教育内容をつくるために「門真市幼児教育基本計画」を策定し、本市の幼児教育（※１　資料編用語解説参照）の振興に努めます。

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

（１）　策定の背景

国においては、平成17年１月28日に中央教育審議会（※２）が「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」の答申を出し、人間形成の基礎を培う幼児教育は重要であり、家庭、地域社会、幼稚園・保育所等の施設それぞれが幼児教育を充実させるとともに、これらが相互に十分な連携を図っていくことが必要であるとして、今後の具体的な取組の方向性を示しました。

また、平成18年10月に文部科学省が策定した「幼児教育振興アクションプラン」（※３）では、子どもの発達段階を十分に踏まえた幼児教育の充実、家庭や地域社会の教育力の再生・向上や幼稚園と保育所の連携等が挙げられました。

さらに、平成18年12月に「教育基本法」（※４）が改正され、幼児期の教育の重要性や家庭、地域社会、幼稚園・保育所等による連携・協力が明記されました。この改正を受けて、新幼稚園教育要領（※５）が平成21年度より実施されています。

大阪府においては、幼稚園・保育所機能の充実や家庭・地域における教育力向上等をとおして幼児教育の充実を図るために、平成22年３月には「大阪府幼児教育推進指針」（※６）が策定されました。

その一方で、国においては幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が行われており、平成22年６月に「子ども・子育て新システム検討会議」が策定した「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」

（※７）に掲げられた基本的方向性を踏まえ、現在、論議が進められているところです。

（２）　門真市幼児教育振興検討委員会

門真市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、平成19年８月30日に以下の4点にわたって門真市幼児教育振興検討委員会に諮問しました。

１　　幼児教育のあり方について
２　　公立幼稚園の適正配置について
３　　幼・保の連携について
４　　その他の諸課題について

諮問を受けた門真市幼児教育振興検討委員会は、平成19年８月30日から13回にわたって本市の幼児教育の諸課題に関して慎重に審議を重ね、平成21年１月15日に次の３点を中心として、教育委員会に対して答申を出しました。

１　　「連携」を大切にした取組の充実
２　　新しい教育内容の創造
３　　豊かな教育環境の保障

教育委員会では、本答申の趣旨を尊重するとともに、国や府の施策の方向性を見ながら「門真市幼児教育基本計画」を策定し、今後の本市における幼児教育の振興に努めます。

（３）　他計画との関係

本計画は、本市における幼児教育の分野において、より具体的に取組の方向性を定めるものであることから、「門真市第５次総合計画」の下位計画と位置付け、「門真市次世代育成支援後期行動計画」等、他計画に基づく事業との整合性を図りながら、的確な事業実施に努めます。

２　計画の基本理念「心豊かでたくましい子どもを育てる」

情報化社会が進み核家族化、少子化などの影響により、近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、人間関係や社会性が育ちにくくなっていると言われます。

本計画は、家庭や地域、幼稚園・保育所等が協力して、人格形成にとって重要な時期である幼児期の教育を充実させることを目的とし、「心豊かでたくましい子どもを育てる」ことを基本理念とするものです。

３　計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、教育分野と福祉分野等との連携を密にすることが重要です。そこで、平成21年７月に庁内の検討組織として「門真市幼児教育基本計画策定

委員会」を立ち上げ、計画策定に当たりました。同委員会の下部組織として具体的な計画を企画立案するために「門真市幼児教育基本計画策定委員会ワーキンググループ」を設置し、門真市幼児教育振興検討委員会の答申や国・府の施策等をもとに検討を重ねました。

４　計画期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの５年間とします。

５　進行管理

本計画を円滑に推進するため、教育委員会では、関係部局等と連携しながら『門真市幼児教育基本計画実施プログラム』（17頁参照）にしたがい、順次、事業を実施していきます。なお、計画期間中であっても、国の動向や社会情勢等の変化があれば、必要に応じて計画の見直しを行います。

第２章　本市における幼児教育の現状と課題

１　幼児教育を取り巻く現状

（１）　少子化の進行

本市における就学前の子ども（０歳児から５歳児までの乳幼児）の数は平成14年の8,608人が平成23年は6,114人となっており、この10年間で約29%減少しています。

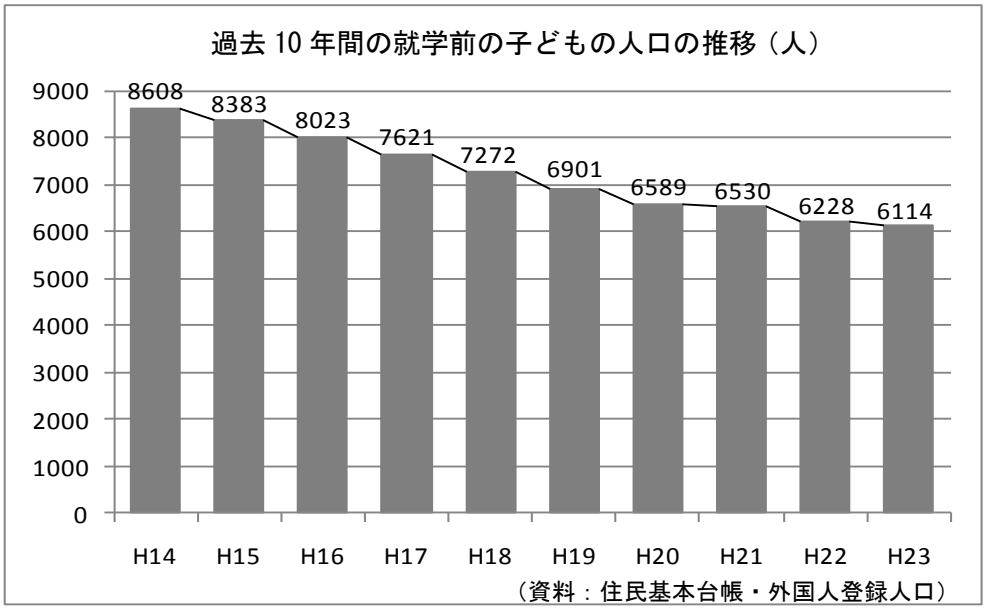

出生数もおおむね減少傾向にあり、平成14年の1,327人が平成22年には989人となっています。１日当たりに換算すると平成13年には約４人であったものが平成22年には約2.7人となっています。

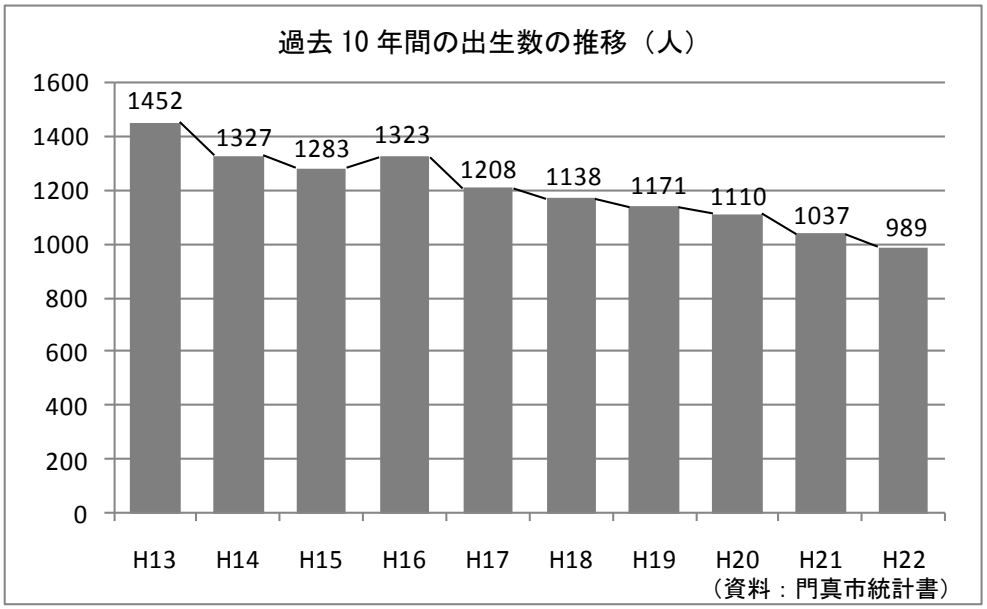

このように少子化は今後も進むことが予想されます。

（２）公立幼稚園の現状について

本市の公立幼稚園は４園あり、子どもたちにとって十分に遊べる環境をとおして幼児教育の充実・推進を図っています。また、在園児の保護者に加えて、未就園児（※８）の保護者に対しての子育て支援も活発に行っています。未就園児を定期的に園に招き、在園児と交流できるような行事にも取り組むなど、子育て支援も活発に行っています。

ただし、在園児数の推移を見ますと、下のグラフのとおり、定員455人に対して、平成15年度は362人だったものが、今年度は174人となっています。定員充足率は38.2%と４割を切り、４園すべてが各学年１クラスとなりました。いろいろな子どもどうしが触れ合いながら多様な人間関係をつくる機会を与えることが、コミュニケーション能力を育て、社会性を身につけさせるうえでも大切なことですが、現在の園児数の状況ではそれが難しくなりつつあります。

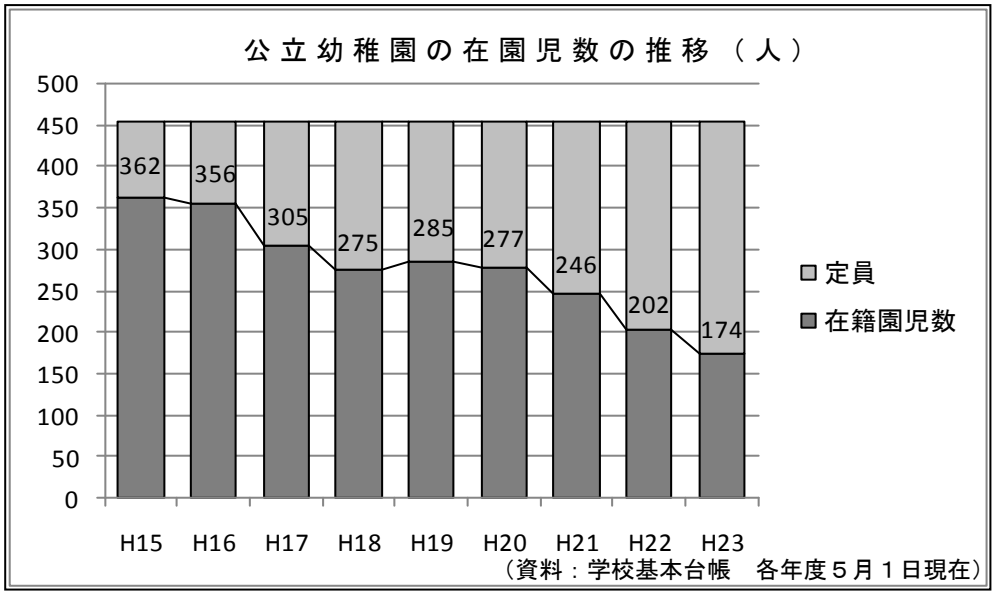

なお、公私立の幼稚園及び保育所に在籍している３歳児～５歳児の幼児の数については、保育所は微増ですが、幼稚園においては、減少傾向にあります。

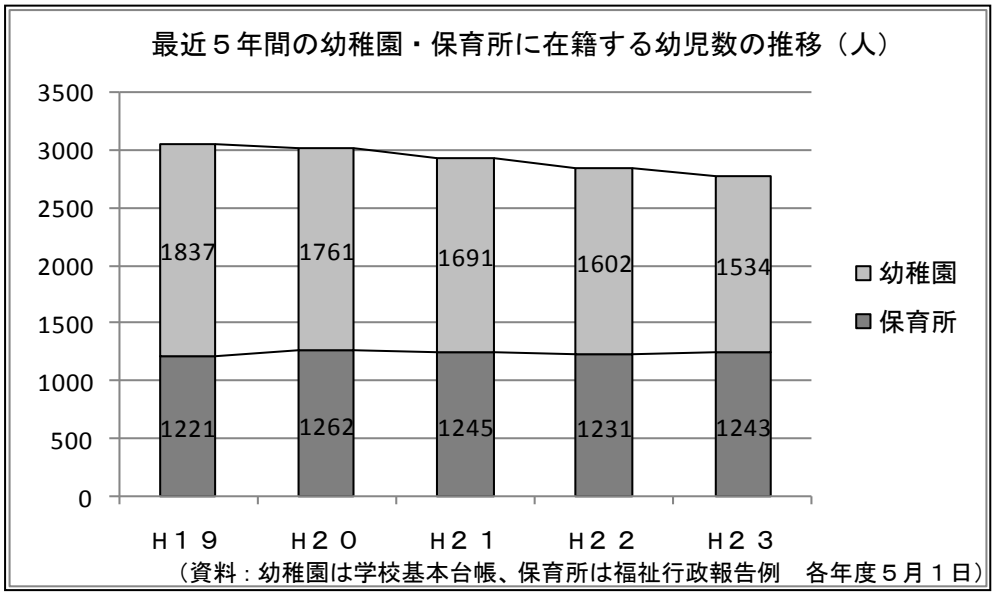

（３）本市の幼稚園と保育所との連携・交流

本市には、公立幼稚園が４園、私立幼稚園が８園あり、子ども達の豊かな学びに貢献しています。また、認可保育所は公立が３園、私立が13園あり、幼稚園と同様に、本市の幼児の健やかな育ちを保障するために力を尽くしております。

幼稚園・保育所ともに、平成21年４月から実施されている幼稚園教育要領及び保育所保育指針（※９）（以下「要領」「指針」という。）に則って、日々子どもたちの教育・保育を進めています。特に５領域（※10）については、両者ともほとんど同じ内容になっており、幼児教育の分野では全く同様の内容で取組を行っています。

要領・指針で重視されている子育て支援についても、子育て講座、絵本の読み聞かせや親子で絵本に触れ合う事業、子育て相談、子育て情報の発信、未就園児の幼稚園・保育所体験活動等、各園が特色ある取組を行っています。

また、要領・指針とも両者の連携の重要性がうたわれており、教育委員会が主催して公立幼稚園・保育所管理職合同研修、職員合同研修等を実施しています。さらに、幼稚園と保育所の子どもどうしの交流を定期的に行ったり、行事に招き合ったりするなど子どもどうしの交流も活発になりつつあります。

このように幼稚園と保育所の子どもどうしの交流や公私立の連携・交流については徐々に広がりつつありますが、さらに充実させていくことが必要です。

（４）　幼稚園・保育所と小学校との連携・交流

要領及び指針、並びに新学習指導要領（※11）には幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続の重要性がうたわれています。子どもたちの豊かな成長のためには、就学前の育ちが小学校以降の義務教育へとスムーズにつながっていくことが大切です。そのためには、教職員どうしの連携や子どもどうしの交流が欠かせません。

本市における公私立幼稚園・保育所と小学校との主な連携・交流の状況は以下のとおりです。

・小学校の生活科や総合的な学習の時間に児童と幼稚園児が交流をする。
・特別活動の時間等を利用して幼稚園児と小学生がものづくりをする。
・小学校の休憩時間に幼稚園児が遊びに行く。
・幼稚園の餅つき大会に小学生が参加する。
・給食交流を行う。
・小学校区内の公私立幼稚園・保育所の先生や子どもたちが一堂に会してイベントを行う。
・小学校の先生が幼稚園の教員研修や保護者向けの子育て講座等の講師を務める。
・小学校と近隣の幼稚園・保育所の教職員が集まって、子どもの情報や指導のあり方等について意見交換等を行う。

このように数年間で教職員どうしの連携や子どもどうしの交流はかなり盛んになってきている状況です。しかし、小学校区によって、温度差があることから、さらに充実させていくことが必要です。

２　本市の幼児教育における課題

（１）　社会性の伸長

少子化の進行に伴い、大勢の子どもどうしで遊び、時にはけんかも体験しながら成長する機会が少なくなっていることは否定できない事実です。また、身近な自然や遊び場の減少による自然体験の少なさや、地域における地縁的なつながりが希薄になっていることなどが言われています。こうしたことから、子どもたちには、基本的な生活習慣ができていないこと、コミュニケーション能力が育っていないこと、決まりを守る意識が低いことなどが中央教育審議会の答申でも指摘されています。

本市の幼稚園・保育所においても、家庭や地域と連携しながら、基本的な生活習慣を身につけさせること、コミュニケーション能力を育てること、規範意識を高めるなど、社会性を伸ばすことが大きな課題です。

一方で、家庭内でのコミュニケーションをとりながら、親が子どもにしっかりと関わって子育てを行うことも子どもの社会性を伸ばし、豊かな心を育むためには大切なことです。その際に親自身が子育てについて考え、学べるような環境づくりを行うなど子育て支援の充実を図ることも重要な課題です。

（２）　学びや生活の連続性

「幼児教育振興アクションプラン」の柱のひとつにもあげられているように、幼児教育から小学校教育へのスムーズな接続が課題となっていますが、本市においても幼稚園・保育所と小学校の連携の充実が大きな課題です。

幼稚園・保育所においては、小学校教育とのスムーズな接続をめざして、就学前に学んだことが小学校へときちんとつながっていけるような『学びの連続性』を大切にしなければなりません。また、家庭や地域との連携を深め、幼稚園・保育所の生活でも家庭や地域における生活でも基本的には同じ方向性を持てるよう『生活の連続性』を確保することも重要な課題です。

小学校も幼稚園・保育所での取組をよく知り、理解したうえで、その基盤の上に立った教育活動を進めていく必要があります。

学びや生活の連続性を確保していくためには、幼稚園・保育所と小学校との連携・交流をより活性化させることが重要です。

（３）　子育て支援の取組

近年、保護者の子育てに関する悩みや不安が増大していると言われています。要領及び指針が改定され、幼稚園・保育所ともに子育て支援が重要な業務のひとつとなっている現況下で、本市の幼稚園・保育所における子育て支援についても、これまでの園庭開放、園児との交流、子育て講座や相談に加えて、幼児教育において重視されている５領域について保護者へ丁寧に説明や周知を行うなど、見直しを図り、改善していく必要があります。

また、本市には３歳児から５歳児であっても、幼稚園にも保育所にも就園してい

ない幼児（以下「在宅児」という）がいます。在宅児やその保護者への支援のあり方を検討することも大切です。

（４）　共生の視点を大切にした教育内容の創造

本市には、外国にルーツを持つ子どもたちや障がいのある子どもたちがいます。互いに違いを認め合いながら、相手を尊重し、共に生きていこうとする態度を子どもたちに育むことが子どもの社会性を伸ばしていくために極めて重要なことです。

共生をキーワードにして、幼稚園・保育所における人権教育の充実を図り、すべての子どもを大切にする教育内容の充実に努める必要があります。

そのためには、日本の子どもも外国にルーツのある子どもも、障がいのある子どももない子どもも共に学ぶことをとおして、思いやりの心を持ち、人を大切にしながら暖かい人間関係を築こうとする態度を培うことも重要です。

互いに違いを認め合いながら、相手を尊重し、共に生きていこうとする人権尊重の態度を子どもたちに育む教育活動を行っていくことが求められています。

さらに、植物の栽培や動物の飼育等、自然環境との共生を大切にする視点も忘れてはなりません。

（５）公立幼稚園の課題

平成23年度、公立幼稚園４園すべてで各学年１クラスとなったことは先述のとおりであり、４園の園児数すべてを合わせても２園分の定員である260人にも届かない状況です。

１園あたりの園児数が少なすぎると、行える行事も限定されたり、多くの子どもどうしが触れ合いながら人間関係を築き、コミュニケーション能力を向上させたりすることが難しくなると考えられます。

各園では日々の教育活動において、異年齢集団での遊びも取り入れるなど、人間関係が固定化しないように工夫していますが、それぞれの学年では発達段階に応じた教育の実施も必要なため、異年齢集団での取組ばかりを進めることにも限界があります。

さらに、未就園児の幼稚園体験や保護者の集いなど、様々な工夫を重ねながら、地域の子育て中の方々へのサービスも行っていますが、入園児数の増加にはつながらず、この８年間で在園児数は半分以下となっている状況です。

要領では社会性、集団での育ちなどを重視しています。公立幼稚園においても、子どもたちが大勢の友達と切磋琢磨できるような環境を整え、多様な人間関係をもとにした集団生活が送れるような環境作りを行うことが必要です。

そのためには、幼児教育振興検討委員会答申にあるとおり、公立幼稚園の適正配置を考え、１園あたりの幼児数を増やすように努めることが重要です。ただし、適正配置を行う際には、幼児教育・子育て支援ともに充実した豊かな教育内容を提供できる幼稚園に再構築していくという視点を大切にしなければなりません。

第３章　幼児教育の基本施策

１　豊かな教育環境づくり

（１）人や自然とのかかわりを大切にした取組

子どもは周りの子どもたちと一緒に遊んだり、時にはけんかをしたりする中で人との付き合い方や、人の気持ちを知ることの大切さを学んでいきます。こうしたコミュニケーション能力を身につけていくことが社会で生きる力の基となります。

また、高齢者をはじめ地域の人たちや家族等、自分たちの生活に関係の深い様々な人たちに親しみが持てるような取組を充実していくことも子どもたちの豊かな学びにつながります。

さらに、友達と一緒に植物の栽培や収穫、動物の飼育等を体験することによって豊かな情操や協調性等を育み、命の尊厳に気付かせることもできます。

このように子どもたちが様々な人々や自然との豊かな関わりの中で育っていけるような取組を行っていきます。

（２）子育て支援の充実

子育て支援については、就園児の保護者への支援と未就園児の保護者への支援とに分けて考えていく必要があります。

就園児の保護者に対する子育て支援については、現在、幼稚園・保育所において、保護者の集い、子育て相談、絵本の読み聞かせ活動、子育て情報の提供等を実施しています。こうした取組をとおして、保護者の子育て力を伸ばし、子どもの成長を支える体制づくりを行っていきます。

未就園児の保護者に対する子育て支援については、『なかよし広場』や『地域子育て支援センター』を開設して、子どもどうし、親どうしの交流が図れる場を設けるとともに、子育てに関する情報提供を積極的に行っています。

現在実施している未就園児の幼稚園体験やその保護者に対する子育て支援講座等の取組についてはその効果を十分に検証し、未就園児を持つ保護者のニーズを的確につかみながら実践していきます。また、市内の公私立の幼稚園・保育所で『おやこ絵本ふれあい事業』を実施して、絵本や育児書の貸し出しや読み聞かせ事業を行い、読書をとおして親子の絆や豊かな情操を育むとともに保護者どうしの交流の場を提供しています。

さらに、市内の幼稚園・保育所における子育て支援の取組内容やその成果、実施日数等について、『門真市保幼小中合同研修会』及び『門真市一貫教育課程研究委員会』等での場で公私立幼稚園・保育所の教職員が意見交換を行い、進んだ取組を他園に広げていくことをとおして、子育て支援の取組を一層充実したものにしていきます。

（３）　公立幼稚園の再構築

公立幼稚園の再構築も豊かな教育環境の保障のためには必要であると考えます。

毎年園児数が減ってきている状況ですが、多くの子どもたちが触れ合い、ぶつかり合いながらもコミュニケーション能力を育むためには、園児数の増加を図る必要があります。

そのために、門真市幼児教育振興検討委員会の答申を踏まえて、現在の４園（浜町・南・北巣本・大和田幼稚園）を市の中心部を東西に走る国道163号の南部に南幼稚園、北部に大和田幼稚園として２園に再構築します。

南幼稚園及び大和田幼稚園では、時間外教育（※12）を実施するとともに子育て支援の充実を図り、未就園児やその保護者が一緒に遊ぶ場所を提供したり、子育てのための相談や情報発信等を行ったりできるように努めます。また、保育所、小学校、中学校との連携・交流、そして、家庭や地域との連携のあり方を研究し、そのモデルパターンを全市的に発信していくように努めます。

このように、再構築された２園がこうした機能を果たすことによって、本市の幼児教育の向上に努めます。なお、再構築の時期については、『門真市幼児教育基本計画実施プログラム』（17頁参照）に基づき平成26年度を目途とします。

２　豊かな教育内容づくり

（１）　共生の視点を大切にした教育内容の充実

外国にルーツを持つ子どもたちが多数住んでいる本市では、違った文化を持つ子どもたちと共に生きることの素晴らしさや楽しさ、大切さなどを体感させるためには、絶好の条件を持っていると言っても過言ではありません。

砂子小学校では、近隣の幼稚園、保育所、中学校と共に交流行事を行い、外国にルーツを持つ児童の踊りを披露するなど、異文化理解の取組を行っています。教育委員会は、こうした取組を『門真市保幼小中合同研修会』や『門真市一貫教育課程研究員会』で積極的に周知するとともに、各校区で実施していくための方策を話し合う場を設け、各校区で取り組んでいけるよう努めます。

また、障がいのある子どもたちへの支援教育を充実させるとともに、障がいのある子どももない子どもも共に学ぶことをとおして、思いやりの心を持ち、人を大切にしようとする姿勢を培うことも重要です。幼稚園・保育所において、巡回相談チーム（※13）等による障がいに関する研修を実施します。

このように違いを認め合いながら、お互いを尊重し、共に生きていこうとする人権尊重の態度を子どもたちに育むことが子どもを豊かに育てることにつながります。

さらに、栽培活動や飼育活動に関する研修や取組交流の場を設けて、幼児が自然環境との共生を大切にする態度を身につけられるよう努めます。

教育委員会は、共生の視点を大切にしながら、すべての子どもを大切にする教育内容の充実を図ります。

（２）幼稚園・保育所と小学校・中学校のスムーズな接続

幼稚園・保育所と小学校には教育の方法や内容、環境などに違いがあり、小学校に入学した子どもたちの中には、新しい環境になかなかなじめない子どももいます。

幼稚園・保育所と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なりますが、こうした生活の変化に子どもが対応できるように双方が連携を図り、幼児と児童の交流などを行うことが重要です。

幼児と児童が交流することによって、幼児は、児童に憧れの気持ちを持ったり、小学校生活に期待を寄せたりすることができます。実際に交流を行う中で、児童と「一緒に遊ぶ」「一緒に生活する」という体験をとおして、幼児は自分の近い未来を見通すことができるようになります。さらに、幼児が、近隣の小学校へ出かけることが、小学校の校舎や校庭、学校生活の流れの一端を知る良い機会になり、小学校生活に安心感と期待感を持つことにもつながります。

一方、児童は年下の幼児と接することで、自分の成長に気付いたり、思いやりの心を育んだりすることができます。

実施に当たっては、継続的・計画的に取り組む必要があります。その際には、幼稚園・保育所・小学校の教職員が共に、子どもの発達を長期的な視点でとらえ、互いの教育内容や指導方法について理解を深めることが大切です。学びの連続性を確保するため、幼児教育とそれ以降の義務教育とのスムーズな接続は重要であり、幼稚園・保育所と小学校の連携は欠かすことのできないことです。

そのために、幼稚園・保育所・小学校の教職員の交流や幼児と児童の交流などを行い、それぞれが連携を深めることをとおして、幼児期の教育の成果が小学校での教育につながるようにすることが重要です。

また、小学校だけでなく、中学校も含めた長期的な視野に立った連携を進めることが、発達や学びの連続性を大切にした教育実践に厚みや深まりを与えることになります。こうした視点を大切にしながら、各小学校区や中学校区での連携・交流の充実を図るとともに、進んだ取組を行っている校区も多々あるので、『門真市保幼小中合同研修会』の場等でその取組を全市に広げる機会を設けます。

また、平成21年度より実施している「小中一貫教育」についても就学前教育との接続を意識して「一貫教育」と改称します。公立の各小中学校及び公私立の各幼稚園の代表が教育委員会主催の『一貫教育課程研究委員会』の場に定期的に集まって学習会やスムーズな接続のあり方等の検討を進め、幼稚園・小学校・中学校の連携・交流を活性化し、就学前から義務教育修了までの系統だった指導や支援について研究・実践します。

（３）　幼稚園・保育所の共通のカリキュラムの研究

要領及び指針では、家庭、地域、幼稚園・保育所の３者による総合的な幼児教育の推進と、生活の連続性や学びの連続性を大切にしながら、生きる力を育成することが重視されています。幼児教育にかかわる５領域については、要領・指針の双方ともにその目標及び内容はほぼ同一であり、幼稚園・保育所に関わらず大切にして

いかなければならないものです。

これらの領域を研究し、コミュニケーション能力の育成、共生の視点、義務教育とのスムーズな接続等の視点を取り入れた「幼・保共通のカリキュラム」の研究・作成を進めるよう努めます。

３　連携の重視

（１）　公私立の幼稚園・保育所の連携

幼稚園・保育所は、幼児を豊かに育てて、小学校へ送り出すといった重要な役割を果たしています。

したがって、各園所の特色を生かしつつ、その教育内容に一定の整合性を持たせるためには先述のとおり「幼・保共通のカリキュラム」を研究・作成・実践することが大切です。その際に公私立の幼稚園・保育所の緊密な連携は欠かすことのできないことです。

教育委員会は「門真市保幼小中合同研修会」以外にも公私立の幼稚園・保育所合同の実践交流会や研究会を実施したり、子どもどうしの交流を活発に行ったりすることをとおして、公私立の幼稚園・保育所が連携しながら本市の幼児教育の一層の推進に当たるよう努めます。

（２）　家庭・地域社会との連携

生活の連続性を大切にするに当たっては、幼稚園・保育所と家庭・地域社会との連携は欠かせません。家庭において、豊かな親子関係を築くことが、子どもたちに人との信頼関係を育む基盤となります。

幼稚園・保育所においては、家庭で育まれた信頼関係を基に幼児の良好な人間関係をつくり、社会性を伸ばしていくように努めなければなりません。

また、高齢者をはじめ、地域の人たちなど子どもの生活に関係の深いいろいろな人たちに親しみをもち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わえるような取組を充実していくよう努めます。

（３）　教育と福祉の連携

今後の本市における幼児教育や子育て支援等を考えていく場合、幼稚園と保育所の連携の基盤づくりや在宅児へのケアも重要です。

したがって、国の議論を踏まえつつ、本市における教育と福祉をコーディネートする方策について検討します。

終わりに

幼児期における教育がますます重要視される今日、教育委員会は本市における幼児教育の振興に努めていきます。

ただし、課題としては、計画の進行管理に当たって、幼保一体化に関する国の動向や方策に留意して計画を進めること、幼保一体の施設改善や市の組織の在り方等が挙げられます。

こうした課題も念頭に置きながら、本計画をもとに、本市の幼児教育の内容をより豊かなものにするよう取組を進めていきます。

資料編

１　用語解説

※１【幼児教育】

小学校就学前の幼児に対する家庭、地域社会、幼稚園・保育所において行われる教育の総称のこと。生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割、学校教育の始まりとして「生きる力」の基礎を育成する役割があると教育基本法、学校教育法に規定されている。

※２【中央教育審議会】

文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項、スポーツの振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べる役割を果たしている。教育制度分科会、生涯学習分科会、初等中等教育分科会、大学分科会スポーツ・青少年分科会の５つの分科会がある。

※３【幼児教育振興アクションプラン】

中央教育審議会の答申をふまえて、文部科学省から出された幼稚園教育の条件整備に関する国の施策を中心とした幼児教育に関する総合的な行動計画のこと。以下の６点を重点としている。

①希望するすべての幼児に対する充実した幼児教育の提供
②発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実
③幼稚園教員の資質及び専門性の向上
④幼稚園における家庭や地域社会の教育力の再生・向上
⑤生涯学習振興施策における家庭や地域社会の教育力の再生・向上
⑥幼児教育を地域で支える基盤等の強化

なお、幼稚園と保育所の連携の一層の推進、保育所における幼児教育の充実等、主に保育所に係る事項については、特に、次世代育成支援対策推進法に基づく各行動計画等の中での施策の充実が望まれるとある。

※４【教育基本法】

教育基本法は日本の教育に関する根本的・基礎的な法律である。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つ。平成18年12月22日に公布・施行された現行の教育基本法は、昭和22年発布・施行の教育基本法（昭和22年法律第25号）を改正したものである。本則は18条あり、第1章から第4章までに分けられており、それぞれ「教育の目的及び理念」「教育の実施に関する基本」「教育行政」「法令の制定」について規定されている。

※５【幼稚園教育要領】

幼稚園教育要領は、幼稚園で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に大臣告示として定めている。国立園、公立園、私立園を問わずに適用される。平成21年４月より、新しい幼稚園教育要領が実施されており、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動、子育て支援、幼児の規範意識の向上、体力の向上、食育の充実、社会性の伸長、小学校との連携の充実等が改善の要旨である。

※６【大阪府幼児教育推進指針】

幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改定に伴い、平成22年３月に大阪府及び府教育委員会が策定された指針のこと。幼稚園・保育所の教育機能の充実と家庭や地域の教育力向上を図り、今後の幼児教育を一層推進していくための方向性と方策を示すことを目的としている。

※７【子ども・子育て新システムの基本制度案要綱】

平成22年６月29日国の少子化社会対策会議により決定された案であり、下記の６点を目的としている。

①政府の推進体制・財源の一元化
②社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
③基礎自治体（市町村）の重視
④幼稚園・保育所の一体化
⑤多様な保育サービスの提供
⑥ワーク･ライフ・バランスの実現

※８【未就園児】

幼稚園適齢期（３歳～５歳）以前の年齢の幼児のこと。

※９【保育所保育指針】

保育所保育指針は全国の認可保育所が遵守しなければならない保育の基本原則として、児童福祉法最低基準第35条の規定を根拠に定めている。平成18年に改正された教育基本法において、幼児期の教育の振興が盛り込まれ、就学前の教育の充実が課題になっていることなどを背景に平成20年3月に改定され、（施行は21年4月1日）厚生労働大臣による告示として規範性を有するものとなった。養護と教育の一体的な実施、小学校との連携、健康・安全のための体制充実、子育て支援等が改善の要旨である。

※10【５領域】

幼児教育において、重視される分野を以下の５つの領域に分けている。

①心身の健康に関する領域「健康」
②人とのかかわりに関する領域「人間関係」

③身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」
④言葉の獲得に関する領域「言葉」
⑤感性と表現に関する領域「表現」
幼稚園教育要領及び保育所保育指針には同様の目標及び指導内容が示されている。

※11【学習指導要領】

学習指導要領は、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校と各教科で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めている。平成20年３月28日に小学校学習指導要領・中学校学習指導要領が公示された。小・中学校では平成21年度から算数・数学、理科、社会の一部、総合などが前倒しで実施され、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から完全実施される。

※12【時間外教育】（教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動）

通常の教育時間の前後等に地域の実態や保護者のニーズに応じて、当該幼稚園の園児のうち、希望者を対象に行う教育活動のこと。平成21年に施行された幼稚園教育要領において、幼稚園における教育活動として適切な活動となるよう、その活動の内容や意義が明確化された。

※13【巡回相談チーム】

各学校からの支援を要する児童生徒への支援要請に対して、学校を訪問し、個々に応じた手だてなどをアドバイスする機関。教育委員会や門真市内の教員、守口支援学校の教員により構成される。

門真市幼児教育基本計画実施プログラム

項目	具体的内容 ＼ 年度	平成23年度（基本計画1年目）	平成24年度（基本計画2年目）	平成25年度（基本計画3年目）	平成26年度（基本計画4年目）	平成27年度（基本計画5年目）
豊かな教育環境づくり	①施設面（公立幼稚園の再構築に関わる事項）	＊2園体制に向けて、施設面充実の検討	→	→	**2園体制の確立（大和田幼稚園・南幼稚園）**	取組の検証及び課題、改善点の明確化
	②保護者・市民への周知（公立幼稚園の再構築に関わる事項）	＊門真市幼児教育基本計画（素案）についてHP等での周知及びパブリックコメントの実施 ＊門真市幼児教育基本計画概要の『広報かどま』への掲載及びHPへの掲載	＊再構築に関する広報 ＊保護者説明会・住民説明会等の実施	→	**＊新しい2園の発足・教育内容についての広報活動**	
	③教員配置（公立幼稚園の再構築に関わる事項）	＊2園体制を見据えた配置計画 ＊子育て支援担当教諭等の検討	→	→	**＊2園体制での教員配置**	
	④園児募集（公立幼稚園の再構築に関わる事項）	＊4園の園児募集を行うと同時に浜町幼稚園及び北巣本幼稚園の2園については、来年度には、平成25年度の4歳児募集を行わないことを周知する	＊浜町幼稚園及び北巣本幼稚園の2園については平成25年度の4歳児募集を行わない ＊南幼稚園及び大和田幼稚園については園児募集継続	＊浜町幼稚園及び北巣本幼稚園は5歳児のみ在園 ＊南幼稚園及び大和田幼稚園のみ園児募集	**＊南幼稚園及び大和田幼稚園のみ園児募集を行う**	
	⑤子育て支援機能の充実（公立幼稚園の再構築に関わる事項）	＊子育て支援のあり方についての研究 ＊時間外教育のあり方についての研究 ＊子育て支援の充実、実施日数や内容について公立4園で整合性を図る	＊子育て支援・時間外教育についての詳細の検討	＊子育て支援・時間外教育についての詳細の決定 ＊情報発信園としてのあり方についての検討	**＊時間外教育の実施** **＊子育て支援機能の充実** **＊幼児教育に関する情報発信園としての活動、市内への発信**	
	⑥人や自然とのかかわりを大切にした環境づくり	＊新幼稚園教育要領に基づいた教育実践の研究及び実践 ＊人的、自然的環境を大切にした環境づくりの研究	→	→	**＊地域交流、異年齢交流等の社会性の伸長をめざした教育・保育の実践、発信・交流** **＊自然的環境を大切にした教育内容づくりの実践、発信・交流**	取組の検証及び課題、改善点の明確化
豊かな教育内容づくり	①共生の視点を大切にした教育内容	＊国際理解教育・支援教育をはじめとした人権教育の充実・推進	→	→	**＊共生の視点を大切にした人権教育・保育の実践、発信・交流**	取組の検証及び課題、改善点の明確化
	②保幼小中の連携	＊公私立幼稚園・保育所と小学校・中学校との合同研修会の実施	＊保幼小中連携に関する取組の実施	→	**＊幼稚園・保育所による幼保小中連携の実施・発信・交流**	取組の検証及び課題、改善点の明確化
	③幼保共通のカリキュラム研究及び作成	＊幼保関係者による共通のカリキュラムの研究体制作り及び検討	→	→	**＊幼保共通のカリキュラムの完成及び実施** **＊カリキュラム内容について私立幼稚園・民間保育所への発信**	取組の検証及び課題、改善点の明確化
連携の重視	①家庭・地域社会との連携	＊連携に関する学習会の計画 ＊地域連携の取組の発信・交流の企画	＊連携に関する学習会の実施・検証 ＊地域連携の取組の発信・交流の実施	→	→	取組の検証及び課題、改善点の明確化
	②教育と福祉の連携	＊基本計画策定委員会及び、策定委員会ワーキンググループ等の活動を通して基本計画に挙げた事項の具体化や課題検討を行う。	→	→	→	取組の検証及び課題、改善点の明確化

３　門真市幼児教育基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市の幼児教育の振興施策を展開するに当たり、門真市幼児教育振興検討委員会答申をもとに、本市における幼児教育推進のための基本計画を策定するため、門真市幼児教育基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、基本計画を策定する。

(1)　本市における幼児教育振興施策の基本的事項及び主要な課題

(2)　幼児教育振興施策の実施に当たり必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、学校教育課長の職にある者とし、副委員長は教育総務課長の職にある者とする。

３　委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

企画課長、財政課長、子ども課長、市立幼稚園長代表、市立保育園長代表

（職務）

第４条　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（関係職員等の出席）

第６条　委員会は、委員以外の関係者に出席を求め、資料の提出及びその意見を聴くことができる。

（下部組織の設置）

第７条　委員会は、具体的な計画を企画立案するための下部組織を設置することができる。

（報告）

第８条　委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて教育長に報告しなければならない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、学校教育部学校教育課において行う。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成21年７月１日から施行する。

この要綱は、平成23年６月13日から施行する。

４　門真市幼児教育基本計画策定委員会ワーキンググループ設置要綱

（設置）

第１条　門真市幼児教育基本計画策定委員会設置要綱（平成21年７月１日施行）第６条の規定により、門真市幼児教育基本計画策定委員会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

（構成）

第２条　ワーキンググループは、次の表に掲げる課等の職員をもって構成する。

企画課、財政課、子ども課、教育総務課、学校教育課、市立幼稚園主任代表、市立保育園主任代表

（リーダー及び会議）

第３条　ワ―キンググループにリーダーを置き、当該リーダーは学校教育課の職員をもって充てる。

２　ワ―キンググループの会議は、グループリーダーが必要に応じて招集し、会議の議長となる。

（関係職員等の出席）

第４条　ワーキンググループは、委員以外の関係者に出席を求め、資料の提出及びその意見を聴くことができる。

（報告）

第５条　グループリーダーは、ワーキンググループにおける企画立案の過程又はその結果について、門真市幼児教育基本計画策定委員会に報告しなければならない。

（庶務）

第６条　ワーキンググループの庶務は、学校教育部学校教育課において行う。

附　則

この要綱は、平成 21 年７月１日から施行する。

この要綱は、平成 23 年６月 13 日から施行する。